○文化庁告示第二十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

平成二十一年八月二十七日　　文化庁長官　玉井日出夫

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
キウス周堤墓群	昭和五十四年文部省告示第百六十号	千歳市（北海道）

○文化庁告示第二十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

平成二十一年八月二十七日　　文化庁長官　玉井日出夫

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
妻木晩田遺跡	平成十一年文部省告示第二百七号及び平成二十年文部科学省告示第四十号	鳥取県

○厚生労働省告示第四百一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十二年厚生省告示第二百六十二号）の一部を次のように改正し、平成二十一年度以降の予算により支出される補助金等の交付に関する事務について適用する。ただし、平成二十年度以前の予算により支出された補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

平成二十一年八月二十七日　　厚生労働大臣　舛添　要一

表（項）高齢者日常生活支援等推進費（目）地域支援事業交付金の項の次に次のように加える。

（項）介護保険制度運営推進費 （目）介護保険事業費補助金（認知症対策連携強化事業及び生活・介護支援サポーター養成事業に対するものであって、市町村に係るものに限る。）	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理 四　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知 五　法第八条の規定による決定の通知 六　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知

北海道	七　法第十二条の規定による状況報告の受理
青森県	八　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知
岩手県	九　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知
宮城県	十　法第十四条の規定による実績報告の受理
秋田県	十一　法第十五条の規定による補助金等の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知
山形県	十二　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知
福島県	十三　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知
茨城県	十四　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知
栃木県	十五　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知
群馬県	十六　法第二十三条第一項の規定による立入検査等
埼玉県	
千葉県	
東京都	
新潟県	
富山県	
石川県	
福井県	
山梨県	
長野県	
岐阜県	
静岡県	
愛知県	
三重県	
滋賀県	
大阪府	
兵庫県	
奈良県	
和歌山県	
鳥取県	
島根県	
岡山県	
広島県	
山口県	
徳島県	
香川県	
愛媛県	
高知県	
福岡県	
佐賀県	
長崎県	
熊本県	
大分県	
宮崎県	
鹿児島県	
沖縄県	
京都府	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理 三　法第十二条の規定による状況報告の受理 四　法第十四条の規定による実績報告の受理